

「島原情報マイスター」が利用するフェイスブックページに関する運用規程

1 目的

島原の魅力や島原で生活する市民自らが発信し、地元の人しか知らないような情報などを、さまざまな視点から積極的かつリアルタイムに発信することを目的とします。

2 ページ管理者（運用管理責任者）

島原市市長公室政策企画課長

3 投稿者

島原市長が認定した「島原情報マイスター」及び、島原市職員。

4 発信内容

島原市内の行事やイベント情報、風景、市政情報など

5 コメントについて

コメントに対し返信する場合がありますが、全てのコメントに対しての返信を保証するものではありません。

6 注意事項

以下に定める投稿やコメントは、当ページでは禁止しておりますので、予告なく削除される場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

7 著作権

このフェイスブックページに掲載している文章や写真などの情報の著作権は投稿者に帰属します。ただし、フェイスブックページ上で「シェア」やインターフェースが連携している他メディアへのリンク等については、この限りではありません。

8 免責事項

- (1) 当ページへの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。
- (2) 当ページを利用することで生じた直接・間接的な損失について、ページ管理者及び投稿者は一切責任を負いません。
- (3) 当ページの内容及び運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。
- (4) 投稿した記事及びコメントは、市の公式見解ではありません。

(附則)

この規程は、平成25年12月1日から施行する。